

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 3

処 分 名	視聴覚ライブラリーの教材・教具の貸出の許可	
処 分 の 概 要	申請に基づいて、視聴覚ライブラリーの教材・教具の貸出を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市視聴覚ライブラリー規則(昭和44年教委規則第3号)	
条 項	第5条	
所 管 課	中央図書館事務所	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	即時	
標準処理期間	計	即時
判断基準	松山市視聴覚ライブラリー規則第4条に該当する場合で、同規則第6条に該当しないことを基準とする。	
【根拠法令等】		
松山市視聴覚ライブラリー規則		
<p>第4条 視聴覚ライブラリーの教具、教材は次の場合に貸出する。</p> <p>(1) 社会教育および学校教育の教具、教材として利用するとき。</p> <p>(2) 官公庁および社会教育関係団体が催す行事に利用するとき。</p> <p>(3) その他教育委員会が適当と認めたとき。</p> <p>2 貸出しの対象となる視聴覚ライブラリーの教具、教材は別表のとおりとする。</p> <p>(利用の申請)</p> <p>第5条 視聴覚ライブラリーの教具、教材を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、教具・教材借用申請書(第1号様式)を教育委員会に提出し、貸し出しの許可を受けなければならない。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第6条 教育委員会は、次の各号の1に該当する者に対しては、視聴覚ライブラリーの教具、教材の利用をさせない。</p> <p>(1) 私用のため利用し、または営利を目的としていると認めたとき。</p> <p>(2) 公共の福祉に寄与しないと認めたとき。</p> <p>(3) 映画フィルムについては、整備されていない映写機、若しくはフィルムを損傷するおそれがある映写機で使用するとき。</p> <p>(4) その他教育委員会が適当でないと認めたとき。</p> <p>(利用期間)</p> <p>第7条 視聴覚ライブラリーの教具、教材の利用期間は7日以内とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 視聴覚ライブラリーが保有する教具、教材を利用したときは、返還と同時に、教具・教材利用報告書(第2号様式)を提出しなければならない。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。